

報告第6号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月8日

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年5月19日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(平成27年 5月19日)
(条例第22号)

北本市市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第30条」を「第28条若しくは第40条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第30条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者（前条第1項第4号及び第5号に該当する者に限る。）は、市営住宅に入居することができる者とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第28条若しくは第40条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者（前条第1項第4号及び第5号に該当する者に限る。）は、市営住宅に入居することができる者とする。</p> <p>2 略</p>